

淀川水系流域委員会 第51回委員会 結果概要

開催日時：2006年7月6日（木）15:00～17:50

場 所：みやこめっせ 地下1階 第1展示場B面

参加者数：委員21名、河川管理者（指定席）16名

一般傍聴者（マスコミ含む）174名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、
後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
3. 審議の概要
 - ①平成17年度事業の進捗点検についての意見（案）に関して
 - ②一般からの意見聴取及び傍聴者からの意見聴取について
 - ③「関係住民の意見の反映方法」と「社会的合意」に関する検討について
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・「平成17年度事業の進捗点検についての意見（案）」への修正意見や追加して意見を述べるべき事業項目がある場合は、7月15日（土）24:00を期限に庶務まで提出する。委員会作業検討会（7/17）にて修正意見等を審議して意見書の最終修正を行う。その後、意見書（最終案）について全委員への意見照会を行う。この時点で意見書（最終案）に対する異なる意見（少数意見）がある場合は、意見書に付して一体化する。
- ・今後の流域委員会における一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取について、審議資料2「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」が承認された。不都合な点があれば隨時修正をする。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1「各会議の結果報告」を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

①平成17年度事業の進捗点検についての意見について

審議資料1「平成17年度事業の進捗点検についての意見（案）」を用いて、各部会長からそれぞれの部会に関連する主な意見について説明がなされた後、意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通りに決定した。主な意見は以下の通り。

- ・河川管理者には農業用水の実態について調べて欲しい。部局を超えた事項なので難しいとは思うが、水利権を決定した際の水田の面積と現状の水田の面積を比較できないか。特に都市部では大きくかけ離れているだろう。河川管理者には、縦割り行政を超えて、調べて欲しい。
- ・「治水-5 狹窄部上流の浸水被害の軽減」に対する意見として、「当面実施しないとした大戸川ダムおよび余野川ダムがそれぞれ亀岡地区および多田地区の治水対策に組み込まれている」と書かれている。「淀川水系5ダムについての方針」では、大戸川ダムと余野川ダムは当面実施し

ないとなっていたが、今なお、それぞれのダムが治水対策として検討されていると理解してよいのか。

←「淀川水系5ダムについての方針」は変更されていない。これまでに大戸川ダムと余野川ダムの効果を検討してきたことは確かであり、その検討過程を整備内容シートに記載しているとご理解頂きたい。事業中のダムの検討結果が書かれていない点が紛らわしかったと思っている。検討結果を書いておけばよりわかりやすかった（河川管理者）。

←整備内容シートには、かなり以前の検討内容（大戸川ダムと日吉ダムの利水振替等）が取り消されずに書かれたままになっている。誤解のないような書き方をしておくべきだ。

- ・「治水-1-3 みんなで守る」の猪名川河川事務所管内の排水機場に対する意見は、河川管理者にいかなる検討を求めているのかが不明であり、具体性に欠けている。整備内容シートによれば、破堤後の排水ポンプの運転調整について大筋の合意がなされたということだが、破堤後の調整では意味がない。河川管理者は破堤を回避するために危険水位に近づけば関係者に排水ポンプの運転調整をするよう要請すべきだ。したがって、委員会の意見としては「準備会の合意は破棄し、水害に強い地域づくり協議会であらためて協議されるべきだ」という意見にすべきだ。河川管理者には「危険水位に達しているのに危険を増長させる作為は許さない」という搖るぎない姿勢が求められる。ただ、関係者との合意には大変な困難が伴うと思われるため、合意が必ず得られるとは限らない。その場合は、当事者責任として危険水位に達したら排水ポンプを運転停止するよう要請していくべきだ。

←河川管理者としても、破堤を回避するために排水ポンプを運転調整していくことを目標にしている。今後、あらためて専門部会を立ち上げ、破堤前の排水ポンプの運転調整を目指して検討していく。目指す方向は同じだと考えている（河川管理者）。

←頂いたご意見をもとに意見書(案)の記述を修正したい（委員長）。

- ・「利用-2-1 河川保全利用委員会（仮称）」は淀川、桂川、宇治川、木津川でも立ち上がっているので、淀川部会として意見を述べる。
- ・意見書(案)には、事実誤認や河川管理者の説明内容と流域委員会の読み方がずれている部分があるかもしれない、河川管理者として確認をした上でご指摘させて頂きたい（河川管理者）。

②一般からの意見聴取および傍聴者からの意見聴取について

住民参加部会長より、審議資料2「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」を用いて説明がなされた後、「1. 決定事項」の通りに決定した。

③「関係住民の意見の反映方法」と「社会的合意」に関する検討について

- ・規約には関係住民の意見の反映方法について意見を述べることが流域委員会の役目としてあげられている。「関係住民の意見の反映方法」の基礎的な方向を検討するためのWGを設置して頂きたい。流域委員会は住民対話集会を提案し、河川管理者に努力をして頂き、現在に至っているが、これまでの総括と住民対話集会に代わる新たな方法があれば提案していきたい。また、「社会的合意」の指針が示せていないのであわせて議論したい（住民参加部会長）。

←「社会的合意」がどういう状態なのか、明確には示されていないが、はたして示せるものなのかどうか。河川管理者としては「社会的合意」の指標が示せるとは思っていない。皆がそうだと思ってもらえる状態を目指すが、「社会的合意」の指標として明確な数字がある

とは思っていない。ただ、「社会的合意」を得るための手続きとして、何をしないといけないのか、プロセスとして何が大事なのか、留意点は何なのかといった点は非常に重要なご指摘になる（河川管理者）。

←「社会的合意」については、委員会の中でも共通の認識があるわけではないだろう。住民の意見をいろいろな形で反映するための手続きや過程こそが社会的合意の形成過程だと思うが、その辺りについて議論しないといけない。

←住民対話集会や「社会的合意」について河川管理者が困っている点を教えてもらえば一緒に考えていく。委員会、河川管理者、住民の考える「社会的合意」は違っているだろう。混乱が生じないよう、ある程度の合意点やガイドラインが見えてくればと思っている。

- ・WGの設置には賛成だが、「社会的合意」と「住民意見の反映方法」の2つのWGをつくるのではなく、とりあえず1つのWGで検討してはどうか。また、住民参加部会委員だけで構成されるWGではなく、他部会委員も参加できるWGを早期に発足してもらえばよい。河川管理者も住民参加をさまざまな形で試行している。委員会として総括するとともに、委員会の提言や意見書の再検証もしないといけない。

←WG設置については運営会議に一任して欲しい。できるだけ早く発足させたい（委員長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ5名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・委員会パンフレット「新たな河川整備を目指して」に関する意見書（参考資料1 No703）をご覧頂きたい。また、川上ダムの基本高水 1100m³/s が捏造であることを検証している（参考資料1 No702）。これを正当に見直して流出計算をし直せば 600 m³/s 程度になると感じている。眞の岩倉峡流下能力や木津川改良工事や農業用井堰の統合と可動堰化等の計画を考え合わせれば、上野遊水地こそ重要ではあれ、川上ダムは無用の長物だ。河川管理者は岩倉峡の岩石が多量に持ち出され、流下能力が高まっている現状を認識し、川上ダム基本高水量検討書の見直しを徹底しダムが旧上野北西部の洪水にほとんど関与できないことを認めるべきだ。また、一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案について検討がなされた住民参加部会検討会の議事録及び配付資料を開示されるよう請求したが、いまだに開示されていない。非公開の会議内容についても情報公開に努めたいという委員長の表明どおり、委員会の完全な透明性を希望する。
- ・前深瀬川のオオサンショウウオ保護池を見学した。自然な環境で移転がなされていると思っていたが、養魚場のような人工巣穴だった。このような環境での移転では駄目だ。意見書で強く指摘頂きたい。また、死亡したオオサンショウウオの数の公表も求めて頂きたい。
- ・利水安全度を検討するためには、淀川の流量から維持流量を差し引いた流量で上水・農水・工水を対比するのが正しい手順だろう。しかし実際は、まず淀川の流量から維持流量と農水全量（約 15m³/s）を差し引いた上で検討されている（参考資料1 No704）。農水は最大でも 50% の取水しかなされていないため、正しい検討手順を踏めば、利水安全度 78% はもっと高まるはずだ。流域委員会には詳細な検討をお願いしたい。
- ・利水については流域委員会の意見書で示された方向性にそった検討を進めて頂きたい。川上ダ

ムサイトには非常に多くのホタルが生息している。自然豊かな場所に川上ダムをつくる必要があるとは思えない。川上ダムの利水が必要だと主張するのであれば、その根拠となるデータを示した上で、川上ダムの是非を審議して頂きたい。

- ・住民意見の反映方法や「社会的合意」は非公開のWGで審議する内容ではない。本省で進められている河川整備計画原案に関する議論の内容も流域委員会には報告されていない。委員には、「住民参加」の意味を再度考えて頂いた上で、次回以降の委員会に臨んで頂きたい。

以上